

寒河江市地域総合整備資金貸付金の支出及び徴収委託規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市規則第5号

寒河江市地域総合整備資金貸付金の支出及び徴収委託規則等の一部を改正する規則

(寒河江市地域総合整備資金貸付金の支出及び徴収委託規則の一部改正)

第1条 寒河江市地域総合整備資金貸付金の支出及び徴収委託規則（平成2年市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条及び第165条の3第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改める。

(寒河江市狂犬病予防に関する手数料収納委託規則の一部改正)

第2条 寒河江市狂犬病予防に関する手数料収納委託規則（平成12年市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改める。

(寒河江市公の施設に係る使用料徴収委託規則の一部改正)

第3条 寒河江市公の施設に係る使用料徴収委託規則(平成18年市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」に改める。

第2条中「次の各号に」を「次に」に、「できるものとする」を「できる」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 寒河江市本町駐車場及び寒河江市駅前駐車場

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。